

議案第 28 号

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 15 号)の施行に伴い、  
改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年米原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表右欄および同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行																		
<p>米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条の2 略</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条の2 略</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1201 349 1241">傷病補償年金</td> <td data-bbox="349 1201 1032 1241">略</td> <td data-bbox="1032 1201 1120 1241"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1241 349 1342"></td> <td data-bbox="349 1241 1032 1342">障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td data-bbox="1032 1241 1120 1342">0.88</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1342 349 1382"></td> <td data-bbox="349 1342 1032 1382">略</td> <td data-bbox="1032 1342 1120 1382"></td> </tr> </table>	傷病補償年金	略			障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 1201 1330 1241">傷病補償年金</td> <td data-bbox="1330 1201 2013 1241">略</td> <td data-bbox="2013 1201 2101 1241"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1241 1330 1342"></td> <td data-bbox="1330 1241 2013 1342">障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td data-bbox="2013 1241 2101 1342">0.86</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1342 1330 1382"></td> <td data-bbox="1330 1342 2013 1382">略</td> <td data-bbox="2013 1342 2101 1382"></td> </tr> </table>	傷病補償年金	略			障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		略	
傷病補償年金	略																		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																	
	略																		
傷病補償年金	略																		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																	
	略																		

略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
---	------

略

第6条 略

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
---	------

略

第6条 略